

[事案 2025-32] 新契約無効請求

・令和 8 年 6 月 18 日 裁定不調

<事案の概要>

代理店の募集人に契約意思がないことを伝えていたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 8 月に代理店を通じて契約した介護保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約申込に関するタブレット端末への入力時に、代理店の募集人に対して本契約をクーリング・オフしたいと伝えたところ、代理店の募集人は、保険会社に対して、本契約への加入を保留にしてほしい旨、保険会社に連絡があった場合には契約を成立させて欲しい旨を伝えた。そして、代理店の募集人からは、保険会社に対して契約に加入する旨の連絡をしなければ、契約書は破棄すると言われた。
- (2) しかし、その後、生命保険料控除証明書が届き、実際には契約は保留となっておらず、そのまま成立していたことがわかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和 6 年 7 月の契約申込に際して、申立人が代理店の募集人に対して、契約取下げの申し出をしたという事実はない。申立人は、同月 31 日にも、保険会社の確認コールに対して、契約内容に関する質問について、全て肯定する旨の回答をしている。
- (2) 代理店の募集人は募集時に、申立人に対して、設計書等を用いて、元本保証でないことも含めて、契約内容を説明している。
- (3) 令和 6 年 8 月末から 9 月初め頃に、申立人が、不動産を購入した店舗に電話をした際に、同店舗の事務員に対して、代理店の募集人に契約取下げを伝達してほしい旨を伝えたが、事務員が代理店の募集人に伝えなかったことは認める。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集の経緯等を把握するため、申立人および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 本契約の月額保険料は 3 万円であるが、取扱者報告書によれば、申立人の年収は、税込で年 300 万円程度であり、代理店の募集人は申立人の有している資産については募集時に何も確認しておらず、本件で申立人が資産を有しているという事情も見出せない。
- (2) 代理店の募集人は、申立人が年収 300 万円程度の中で、不動産の購入をし、住宅ローンを払う状況にあるという中で、さらに月額 3 万円の支払いを要する本契約を締結するということを認識していたものと考えられる。

- (3) 本契約は、長期間にわたり元本割れのリスクのある変額保険であり、申立人の収入等と比して保険料の負担の大きいものであることを踏まえると、契約内容について丁寧に説明をする必要があったものと言えるが、代理店の募集人は、事情聴取において、募集時には1時間ほどの説明で申込まで至ったと述べており、申立人の保険に関する意向把握が十分なものであったか、本契約に関する説明が十分になされたかという点についても、疑問が残るものと言える。